

山崎建設株式会社 一般事業主行動計画

山崎建設では次世代支援対策推進法に基づき、すべての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1：計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2：内 容

目標1 従業員へ産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

【対策】 育児休業前に、休業前・休業中・休業後、利用できる諸制度の説明と休業中は定期的なフォローアップを行う。

目標2 妊娠中・育児休業中の女性労働者の健康確保に対する措置の周知と実施。

【対策】 健康診断・人間ドック受診の促進と費用の一部補助する。

目標3 事業所でのインターンシップの受け入れを行う。

【対策】 ①受け入れを行う事業所や部署の検討
②学校への募集通知
③インターンシップの受け入れ
④広報などによる取組結果の周知

目標4 所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定モデル事業所にて実施する。

【対策】 ①所定外労働の現状を把握
②モデル事業所の選定
③ノー残業デーの実施（月2回）
④社内広報紙による取組の周知
⑤ノー残業デー取組事業所の拡大